

大津市の相談支援体制充実への取り組み

大津市福祉子ども部障害福祉課
障害福祉係長 大浦 周子

- 障害福祉の相談支援の種類
 - I 大津市の計画相談支援体制の現状と課題
 - II セルフプラン解消への取り組みと効果
 - III 計画相談担当相談員増員以外の相談支援体制強化
 - IV 令和4年度相談支援関係委託料一覧
 - IV 今後について（令和4年度の取り組み）

● 障害福祉の相談支援の種類

① 基本相談支援

(すべての相談支援業務のベース)

- ・・・市町村、委託相談支援事業所

(大津市の予算科目：地域生活支援事業費（委託料）)

② 計画相談支援

- ・・・指定特定相談支援事業所
指定障害児相談支援事業所

(大津市の予算科目：障害福祉サービス費、障害児サービス費)

③ 一般相談支援

- 地域移行支援・・・指定地域移行支援事業所
- 地域定着支援・・・指定地域定着支援事業所

(大津市の予算科目：障害福祉サービス費)

I 大津市の 計画相談支援体制の現状と課題（1）

相談支援専門員不足により、
計画相談支援（障害福祉サービスの利用計画案を作成する）を使いたくても使えない

「セルフプラン」の利用者が多い

この状況を10年で解消するためには

計画相談担当相談支援専門員を
R3～13の10年間で45人増員することが必要
(R3試算結果より)

→1年あたり 4～5人増員を目指す

Ⅱ セルフプラン解消への取り組みと その効果（1）

①大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助金*の活用

令和2年度実績

A事業所×相談員1名

B事業所×相談員1名

令和3年度実績

B事業所×相談員1名（増員計2名）

C事業所×相談員1名

令和4年度以降見込み

B事業所×相談員1名（増員計3名）

C事業所×相談員1名検討中（増員計2名）

D事業所×相談員1名

*令和2年度～大津市単独事業

既存の相談支援事業所が
相談支援専門員を増員し、
セルフプラン解消を行う際
の補助金

年度途中の申請も可能



※相談支援専門員の増員等の基準をクリアし、上位の機能強化型サービス利用支援費での指定を受ければ、サービス等利用計画やモニタリング作成1件当たりの報酬が上がり、事業所体制を強化できる。

Ⅱ セルフプラン解消への取り組みと その効果（2）

②補助金以外での相談支援専門員増（新規事業所指定他）

令和3年度実績

A事業所×相談員1名（新規指定R3.4～）

B事業所×相談員1名（新規指定R3.5～）

C事業所×相談員1名（新規指定R3.6～）

D事業所×相談員1名（新規指定R4.3～）

E事業所×相談員1名（他の障害福祉サービスとの兼務→相談専任）

→①②により相談支援専門員は

令和2年度	2名増
令和3年度	6.5名増

Ⅱ セルフプラン解消への取り組みとその効果（3）

	全体				
	計画相談		セルフ		計
	人数	割合	人数	割合	人数
H27年度末	2,130	86%	347	14%	2,477
H28年度末	1,942	76%	626	24%	2,568
H29年度末	2,042	74%	733	26%	2,775
H30年度末	2,190	74%	759	26%	2,949
R元年度末	2,258	71%	906	29%	3,164
R2年度末	2,316	70%	1,008	30%	3,324
R3年度末	2,401	72%	948	28%	3,349

Ⅲ 計画相談担当相談員増員以外の 相談支援体制強化（１）

① 発達障害児者個別支援の拡大

令和元年度まで

- 中学生までの発達障害児の個別相談
子ども発達支援センター（大津市直営 明日都浜大津内）
- 学校や就労支援事業所等支援機関からの相談対応
18歳以上の発達障害者の個別相談
発達障害者支援センターかほん（社会福祉法人しが夢翔会に委託）

（大津市には15～17歳の発達障害児の個別相談がなかった）

→ 令和2年度から

発達障害者支援センターかほんの委託料を増額

15歳以上の発達障害児者の個別支援を一括して委託
（まだ支援体制が十分でないため、相談ニーズに答えきれていない）

Ⅲ 計画相談担当相談員増員以外の 相談支援体制強化（2）

②委託相談支援事業所の体制に応じた委託料の調整（R4～）

委託相談支援事業所にも体制格差があり、
大津圏域に対し、一律に同様の役割は果たせない

→ 事業所体制に応じた委託事業、委託料の調整検討

→ より大きな役割を担う事業者の明確化
（主任相談支援専門員配置事業所）

→ 大津市の基幹相談支援センターのあり方検討へ

Ⅲ 計画相談担当相談員増員以外の 相談支援体制強化（3）

②委託相談支援事業所の体制に応じた委託料の調整（R4～）

●障害者相談支援事業の委託内容

- ・福祉サービスの利用援助
- ・社会資源を活用するための支援
- ・社会生活力を高めるための支援
- ・ピアカウンセリング
- ・権利擁護のために必要な援助
- ・専門機関の紹介
- ・大津市障害者自立支援協議会への参画
- ・必要となる障害福祉サービスに結びついていない障害者に対する家庭訪問等の支援
- ・その他市長が必要と認める支援

委託相談支援事業所にも体制格差があり、一律に同様の役割は果たせない
→ 事業所体制に応じた委託事業、委託料の調整検討

Ⅲ 計画相談担当相談員増員以外の 相談支援体制強化（４）

②委託相談支援事業所の体制に応じた委託料の調整（R4～）

(1) 委託相談担当相談支援専門員の人数により委託料を算出

やまびこ内生活支援センター

年額6,666,000円×0.25人×5人 = 8,332,500円

オアシスの郷

年額6,666,000円×0.25人×8人 = 13,332,000円

ひびき

年額6,666,000円×0.25人×4人 = 6,666,000円

みゅう・そうだんオフィス

年額6,666,000円×0.25人×3人 = 4,999,500円

クオケア・すまいるらふ

年額6,666,000円×0.25人×2人 = 3,333,000円

じゅふ

年額6,666,000円×0.25人×1人 = 1,666,500円

木戸・ブリッジ・ひなた（R3委託料からの減額幅を少なくするため、0.4人分とする）

年額6,666,000円×0.4人×1人 = 2,666,400円

Ⅲ 計画相談担当相談員増員以外の 相談支援体制強化（5）

②委託相談支援事業所の体制に応じた委託料の調整（R4～）

(2) 障害支援区分認定調査を委託しない委託相談の創設

従来、委託相談支援事業者には、障害支援区分認定調査も別途委託してきたが、
ほぼ障害児相談に特化した事業所が開設（児童は認定調査なし）

認定調査委託料6,930円/件（事務費、旅費、人件費込み）

- ・・・認定調査事業はこの認定調査委託料のみでは賄えず、
相談支援事業委託料に「基本料金」が含まれていると考え、
認定調査委託なしの委託相談支援事業の単価を別途設定

障害支援区分認定調査を委託しない委託相談

ぐっど・らん（ほぼ障害児相談に特化した事業所）

年額3,000,000円×0.4人×1人 = 1,200,000円

Ⅲ 計画相談担当相談員増員以外の 相談支援体制強化（6）

③より大きな役割を担う事業者の明確化

相談支援機能強化事業所の拡大
主任相談支援専門員配置の事業者に委託
（機能強化 R3 1か所→ R4 4か所）

やまびこ内生活支援センター（自立支援協事務局、知的・医ケアSV）	
年額6,792,000円×0.5人×2人	=6,792,000円
オアシスの郷（精神SV）	
年額6,792,000円×0.25人	=1,698,000円
みゅう（知的・児童SV）	
年額6,792,000円×0.25人	=1,698,000円
じゅぽ（身体SV）	
年額6,792,000円×0.25人	=1,698,000円

Ⅲ 計画相談担当相談員増員以外の 相談支援体制強化（7）

④ その他相談支援関係の委託事業

● 居住サポート事業

公営住宅や民間の賃貸住宅への入居者支援
地域関係機関との連絡・調整等居住支援
緊急時支援
住民や不動産業者への啓発活動
入居支援、居住支援に係る地域課題の調査研究
その他特に必要と認められる入居支援・居住継続に係る支援等

● 精神障害者退院促進支援事業

医療機関と連携しての退院相談及びアセスメント
地域関係機関との連絡・調整等退院への支援
緊急時支援
地域住民への啓発や相談
その他特に必要と認められる退院促進に係る支援等

→それぞれ藤樹会に委託を継続（R3と同額）

各年額6,300,000円×0.5人×1人＝ 3,150,000円

Ⅲ 計画相談担当相談員増員以外の 相談支援体制強化（8）

④ その他相談支援関係の委託事業

● 計画相談推進事業

・ 総合支援コーディネーター

地域のサービスや利用者のニーズに関する情報の収集・提供や
相談・助言を行い、個別のサービス等利用計画案作成につなげ、
地域における関係機関等の協力体制の整備・充実を図る

→ 機能強化事業、委託相談支援事業に集約（R4以降なし）

・ 補助員

サービス等利用計画案作成かかる相談支援専門員を補助し、
計画作成業務の円滑化・迅速化を図る

→ 各委託業務にあたる相談支援専門員人数を除いた
計画担当相談支援専門員実人数3人につき委託1人

やまびこ内生活支援センター・オアシスの郷・みゆう

年額 21,600,000円 × 1人 = 2,160,000円

※ひびきは計画担当3人だが、補助員を別途雇用困難なため委託なし

IV 令和4年度相談支援関係委託料一覧

オアシスの郷（8人）	23,490,000円
やまびこ内生活支援センター（7人）	17,284,500円
みゆう（4人）	8,857,500円
ひびき（4人）	6,666,000円
そうだんオフィス（3名）	4,999,500円
じゅぽ（1名）	3,364,500円
すまいるらふ、クオケア（2名）	3,333,000円
木戸、ブリッジ、ひなた（1名）	2,666,400円
ぐっど、らん（1名）	1,200,000円

※やすらぎは休止し、オアシスの郷と統合。

いるかの相談事業委託は、におの浜障害者福祉協会の障害者福祉センター指定管理料に含む。

合計 81,727,200円

(R3年度74,510,000円から7,217,200円増額)

V 今後について (令和4年度の取り組み) (1)

①計画的な人材育成支援の検討

脆弱な体制（相談支援専門員の人数、経験年数）の事業所への
大津圏域としての人材育成支援の必要性

- 国の進める「モニタリング検証」を
計画相談担当相談支援専門員の
スキルアップの手法として採用し令和4年度から試行的に開始
- 主任相談支援専門員に
モニタリング検証への助言的関わりを依頼

V 今後について (令和4年度の取り組み) (2)

②主任相談支援専門員（相談支援機能強化事業所）による
大津市障害者自立支援協議会の運営参画
他事業所へのスーパーバイズの強化

→大津市の基幹相談支援センターの設置へ
(相談支援機能強化事業所による面的整備を目指す)

V 今後について (令和4年度の取り組み) (3)

③新規立ち上げ事業所等 体制の弱い指定特定相談支援事業所の経営改善検討

→ 上位の機能強化型サービス利用支援費取得ができる事業所連携の可能性について検討

(事業所ごとには体制が整わなくても、
複数事業所が連携し、
人員配置・連絡体制を確保することによって
上位の指定が受けられる)

V 今後について (令和4年度の取り組み) (4)

